



されました。労災の給付とは別に、給付金を受給できるのでしょうか。

A 石綿にさらされる建設業務(特定

Q 父は昭和から平成にかけて建物の

内装工事の仕事で、石綿にばく露したことから中皮腫を発症し、労災認定

石綿ばく露建設業務と言います)に一定の期間従事することにより、石綿関連疾病(中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚



建設アスベスト給付金制度

・石綿肺(じん肺管理区分が管理2〜4であるもの)・これに相当するもの(《・良性石綿胸水》)を発生した労働者や一人親方等(亡くなられている場合には遺族)であることなど、一定の要件を満たす場合に、労災保険の給付とは別に給付金等が支給されます。

また、この給付金等の請求手続きの利便性の向上を図るため、石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定や、石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定をすでに受けた方やそのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施しています。

この給付金制度の支給要件や請求手続きの詳細等については、厚生労働省ホームページや鳥取労働局及び労働基準監督署で配布しているパンフレット等をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001539502.pdf

左記の相談ダイヤルもご利用ください。

(一)相談 0570

006031